

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年5月20日

【発行者名】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
(Global Opportunities Access)

【代表者の役職氏名】

メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schoen)

【本店の所在の場所】

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A Avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】

弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド（米ドル）
- コーポレート・ボンド
- グローバル・エクイティ
- グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- ボンド
- エクイティ
(Global Opportunities Access
- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Bonds
- Equities)

(注) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「サステナブル・ボンド (Sustainable Bonds)」および「サステナブル・エクイティ (Sustainable Equities)」が、それぞれ「ボンド (Bonds)」および「エクイティ (Equities)」に変更される。以下、同じ。

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

ハイ・イールド・アンド・EMボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

エクイティ

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ハイ・イールド・アンド・EMボンド

クラスF-acc投資証券

12億5,550万米ドル(約1,893億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

976億3,000万円

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

10億5,500万米ドル(約1,590億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

841億2,000万円

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

11億9,040万米ドル（約1,794億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

949億4,000万円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

21億2,480万米ドル（約3,203億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,763億4,000万円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

22億3,490万米ドル（約3,369億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,817億1,000万円

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

12億9,140万米ドル（約1,947億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,088億7,000万円

ボンド

クラスF-acc投資証券

10億3,160万米ドル（約1,555億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

831億9,000万円

エクイティ

クラスF-acc投資証券

16億6,470万米ドル（約2,509億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

966億1,000万円

（注1）上限見込額は、便宜上、以下に記載されている各サブ・ファンドの投資証券の
2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に、それぞれ1,000万口を乗じて算
出されている。

ハイ・イールド・アンド・ EMボンド	クラスF-acc投資証券	125.55 米 ド ル （ 約 18,925 円 ）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	9,763円
グローバル・ボンド（米ドル）	クラスF-acc投資証券	105.50 米 ド ル （ 約 15,903 円 ）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,412円
コーポレート・ボンド	クラスF-acc投資証券	119.04 米 ド ル （ 約 17,944 円 ）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	9,494円

グローバル・エクイティ	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	212.48 米ドル（約 32,029 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	17,634円
グローバル・エクイティ	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	223.49 米ドル（約 33,689 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	18,171円
キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	129.14 米ドル（約 19,467 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	10,887円
ボンド	クラスF-acc投資証券	103.16 米ドル（約 15,550 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,319円
エクイティ	クラスF-acc投資証券	166.47 米ドル（約 25,094 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	9,661円

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝150.74円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月31日に提出した有価証券届出書（2025年4月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、サブ・ファンドの名称、投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、役員の状況、利害関係人との取引制限その他の関係法人の概況ならびに別紙の変更に伴い設立地の目論見書が変更されることから、これらに関する記載を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。下線部_____は訂正部分を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

（中略）

- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- サステナブル・ボンド
- サステナブル・エクイティ
- （Global Opportunities Access
- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Sustainable Bonds
- Sustainable Equities）

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

12億9,140万米ドル（約1,947億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,088億7,000万円

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

10億3,160万米ドル（約1,555億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

831億9,000万円

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

16億6,470万米ドル（約2,509億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

966億1,000万円

（注1）上限見込額は、便宜上、以下に記載されている各サブ・ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に、それぞれ1,000万口を乗じて算出されている。

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	129.14 米ドル（約19,467円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	10,887円
<u>サステナブル・ボンド</u>	クラスF-acc投資証券	103.16 米ドル（約15,550円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,319円
<u>サステナブル・エクイティ</u>	クラスF-acc投資証券	166.47 米ドル（約25,094円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	9,661円

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円）による。

縦覧に供する場所

該当事項なし

< 訂正後 >

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

（中略）

- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- ボンド
- エクイティ

（Global Opportunities Access

- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Bonds
- Equities)

（注）2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「サステナブル・ボンド（Sustainable Bonds）」および「サステナブル・エクイティ（Sustainable Equities）」が、それぞれ「ボンド（Bonds）」および「エクイティ（Equities）」に変更される。以下、同じ。

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

エクイティ

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

12億9,140万米ドル（約1,947億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,088億7,000万円

ボンド

クラスF-acc投資証券

10億3,160万米ドル（約1,555億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

831億9,000万円

エクイティ

クラスF-acc投資証券

16億6,470万米ドル（約2,509億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

966億1,000万円

（注1）上限見込額は、便宜上、以下に記載されている各サブ・ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に、それぞれ1,000万口を乗じて算出されている。

（中略）

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	129.14 米ドル（約 19,467 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	10,887円
ボンド	クラスF-acc投資証券	103.16 米ドル（約 15,550 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,319円
エクイティ	クラスF-acc投資証券	166.47 米ドル（約 25,094 円）
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	9,661円

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝150.74円）による。

縦覧に供する場所

該当事項なし

第一部 証券情報

第１ 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

（１）外国投資法人の名称

<訂正前>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド（米ドル）
- コーポレート・ボンド
- グローバル・エクイティ
- グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- サステナブル・ボンド
- サステナブル・エクイティ

（Global Opportunities Access

- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Sustainable Bonds
- Sustainable Equities)

（以下、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスを「本投資法人」、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド / グローバル・ボンド（米ドル） / コーポレート・ボンド / グローバル・エクイティ / グローバル・エクイティ / キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド / サステナブル・ボンド / サステナブル・エクイティを、個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。）

<訂正後>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド（米ドル）
- コーポレート・ボンド
- グローバル・エクイティ
- グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- ボンド
- エクイティ

（Global Opportunities Access

- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Bonds
- Equities)

（以下、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスを「本投資法人」、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド / グローバル・ボンド（米ドル） / コーポレート・ボンド / グローバル・エクイティ / グローバル・エクイティ / キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド / ボンド / エクイティを、個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。）

（注）2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「サステナブル・ボンド（Sustainable Bonds）」および「サステナブル・エクイティ（Sustainable Equities）」が、それぞれ「ボンド（Bonds）」および「エクイティ（Equities）」に変更される。以下、同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

<サブ・ファンド>

（中略）

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・ボンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は主に債券資産に直接または間接的に投資することにより資産を保全することである。サブ・ファンドの資産の3分の2以上を環境および／または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に従うか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資対象UCIに投資するものとする。サブ・ファンドは環境的および／または社会的な特性を推進し、SFDR第8条に従う。環境的および／または社会的な特性に関する情報は本書「別紙B」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

サブ・ファンドは、資産の3分の1を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

(中略)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は主に株式市場に直接または間接的に投資することにより資産を長期で成長させることである。サブ・ファンドの資産の3分の2以上を環境および/または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則(SFDR)第8条に従うか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資対象UCIに投資するものとする。サブ・ファンドは環境的および/または社会的な特性を推進し、SFDR第8条に従う。環境的および/または社会的な特性に関する情報は本書「別紙B」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

サブ・ファンドは、資産の3分の1を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

<サブ・ファンド>

(中略)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ボンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は主に債券資産に直接または間接的に投資することにより資産を保全することである。サブ・ファンドの資産の80%以上を環境および/または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則(SFDR)第8条に従い分類されるか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資対象UCIに投資するものとする。サブ・ファンドは環境的および/または社会的な特性を推進し、SFDR第8条に従う。環境的および/または社会的な特性に関する情報は本書「別紙B」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

サブ・ファンドは、資産の20%を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

(中略)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は主に株式市場に直接または間接的に投資することにより資産を長期で成長させることである。サブ・ファンドの資産の80%以上を環境および/または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則(SFDR)第8条に従い分類されるか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資対象UCIに投資するものとする。サブ・ファンドは環境的および/または社会的な特性を推進し、SFDR第8条に従う。環境的および/または社会的な特性に関する情報は本書「別紙B」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

サブ・ファンドは、資産の20%を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う（サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があり、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。）。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および／または損失を被ることがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望するタイミングまたは価格で投資対象を売却できないことがあり、そのようなサブ・ファンドは投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないか、または投資対象を一切売却できないことがある。特定の証券またはその他の商品の取引が関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止または制限されることがあり、結果として当該サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことが当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすか、または当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるために当該サブ・ファンドが不利な時期に、および／または不利な条件で投資対象の売却を強いられることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

派生商品の利用

（後略）

<訂正後>

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う（サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があります、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。）。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および／または損失を被ることがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望するタイミングまたは価格で投資対象を売却できないことがあり、そのようなサブ・ファンドは投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないか、または投資対象を一切売却できないことがある。特定の証券またはその他の商品の取引が関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止または制限されることがあり、結果として当該サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことが当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすか、または当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるために当該サブ・ファンドが不利な時期に、および／または不利な条件で投資対象の売却を強いられることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

本投資法人はさらに、UCIレベルでの純資産価格の計算エラー、投資ルール違反およびその他のエラーが発生した場合における投資家の保護に関する通達24 / 856に従い、金融仲介機関を通じて申し込んだ場合に本投資法人レベルでの純資産価格の計算エラーおよび／または投資ルール違反および／またはその他のエラーが発生した場合に、投資家が常に補償を受けられるとは限らないという事実に対して投資家の注意を喚起する。投資家は、悪影響を受ける可能性がある権利に関して助言を求めるべきである。

派生商品の利用

（後略）

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014 / 91 / EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011 / 61 / EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10 / 437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつUBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）／オルタナティブ投資ファンド（AIF）の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針はさらに、管理会社およびUCITS / AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法はさらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスを評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況）を考慮した上で決定される。管理会社が自身の裁量により一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014 / 91 / EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資主は、報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

<訂正後>

（前略）

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014 / 91 / EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011 / 61 / EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10 / 437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつUBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS） / オルタナティブ投資ファンド（AIF）の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針はさらに、管理会社およびUCITS / AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法はさらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスを評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況）を考慮した上で決定される。管理会社が自身の裁量により一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014 / 91 / EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資主は、報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、ubs.com/ame-regulatorydisclosuresで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

< 訂正前 >

(2025年2月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
アンドレアス・ エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	ディレクター、スイス	該当なし
クリスティアン・ シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブル グ支店 マネージング・ディレクター	該当なし
マデュ・ ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブル グ支店 マネージング・ディレクター	該当なし
ジェーン・ ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	<u>インディペンデント</u> ・ディレク ター、ルクセンブルグ	該当なし
クリスティアン・マウ ラー (Christian Maurer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、マネージング・ ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

< 訂正後 >

(2025年5月20日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
アンドレアス・ エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	<u>ノン・エグゼクティブ</u> ・ディレク ター、スイス	該当なし
クリスティアン・ シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブル グ支店 マネージング・ディレクター	該当なし
マデュ・ ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブル グ支店 マネージング・ディレクター	該当なし
ジェーン・ ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	<u>ノン・エグゼクティブ</u> ・ディレク ター、ルクセンブルグ	該当なし
クリスティアン・マウ ラー (Christian Maurer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、マネージング・ ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第3 管理及び運営

2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

取締役会、管理会社、投資運用会社、ポートフォリオ・マネージャー、保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、ポートフォリオ・マネージャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、総販売会社、証券貸付代理人および証券貸付業務提供者ならびに一部のポートフォリオ・マネージャーは、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適度な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／または本投資法人の利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、本投資法人またはその投資主の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（ ）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

<訂正後>

取締役会、管理会社、投資運用会社、ポートフォリオ・マネージャー、保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、ポートフォリオ・マネージャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、総販売会社、証券貸付代理人および証券貸付業務提供者ならびに一部のポートフォリオ・マネージャーは、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適度な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／または本投資法人の利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、本投資法人またはその投資主の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

ubs.com/ame-regulatorydisclosures

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（ ）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員の状況

<訂正前>

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2025年2月末日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シオッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジー、バーゼル、スイスチーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし

（後略）

<訂正後>

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2025年5月20日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
<u>マニユエル・ローラー</u> (Manuel Roller)	<u>チェアマン</u>	<u>2025年3月28日</u>	<u>ヘッド・オブ・ファン</u> <u>ド・マネジメント、UB</u> <u>Sアセット・マネジメン</u> <u>ト・スイス・エイ・</u> <u>ジー、チューリッヒ、ス</u> <u>イス</u>	<u>該当なし</u>
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シオッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジー、バーゼル、スイスチーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし

アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター／ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし
--	---------------------	-----------	-------------------------------------	------

(後略)

2 その他の関係法人の概況

(2) 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

管理事務代行会社は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

<訂正後>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

管理事務代行会社は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社は本投資法人の登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

別紙 B

SFDR関連情報

以下のとおりに更新されます。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス・ボンド

法人識別番号:
549300883RVIJ1HJFP21

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ ☐ はい

☒ ☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資方針を推進する投資先の投資信託および／または専用ポートフォリオ(以下、「投資戦略」という。)に投資することにより、気候変動、水資源、汚染物質および廃棄物の管理ならびにジェンダー関連事項等の環境的および／または社会的な特性を推進する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および社会的な特性の達成度は、サステナブル・ファイナンス開示規則第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはサステナブル・ファイナンス開示規則第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資している当サブ・ファンドの資産(現金、現金等価物ならびにヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用の目的のために利用される金融派生商品を除く。)の割合により測定される。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、気候変動、水資源、汚染物質または廃棄物の管理、不平等の是正、ジェンダー関連事項およびガバナンス等、一つまたは複数のサステナビリティに関するトピックに貢献することである。これらの持続可能な投資は、環境的および／または社会的な目的に貢献する経済活動に携わっている発行体の確定利付債券に投資することにより当該目的に貢献する。

当サブ・ファンドが異なる第三者により組成された金融商品に投資するため、投資先の投資信託の投資先ポートフォリオがどのように環境的および／または社会的な目標に貢献するかに関する定義が一致しない場合があるが、これは投資先の投資信託それぞれが持続可能な投資のユニバースを定義する際の基準、アプローチおよび制限事項に違いがあるためである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、あらゆる環境的または社会的に持続可能な投資目標に持続可能な投資が著しい害を及ぼさないことを徹底するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーは、デュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

投資先の投資信託のインベストメント・マネージャーは、当該投資信託がサステナビリティ要因に対する主要な悪影響（国連グローバル・コンパクト原則に違反する行為を含む。）を考慮しているかどうかに関する情報を提供しなければならない。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポート・マネージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポート・マネージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、持続可能な投資をOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に適合させるためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託に投資するため、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響を考慮する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、非人道的兵器または国連グローバル・コンパクト（UNGC）に違反する行為の除外等、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポート・マネージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

当サブ・ファンドはSFDR第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはSFDR第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資する。

ポートフォリオ・マネージャーは、当サブ・ファンドのために投資戦略を選択する前に投資戦略に関する詳細なデュー・デリジェンスを実施する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスにおいて収集した情報に基づき、ESGインテグレーションおよびESGインテンショナリティへのアプローチを含む投資プロセスのクオリティに関する見解を掘り下げる。投資戦略のインベストメント・マネージャー（以下、「マネー

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

一」という。)は、環境、社会およびガバナンスの要因に関する具体的な情報(例えば、サステナビリティのリスクを投資プロセスの中でどのように統合するか、または企業側のサステナビリティに対する取り組み等)の提供を求められる。

この査定は、マネージャーが自身の投資判断において環境、社会およびガバナンスの問題をどの程度まで考慮しているか、またはアクティブ・オーナーシップの実践にどの程度まで取り組んでいるかを示す独自のレーティングに集約される。これはマネージャーの哲学およびプロセスに対するトップダウンの査定であり、したがって結果よりもインテンショナリティを反映する。

定期的な投資戦略のモニタリングの過程では、ESGアプローチの順守がモニターされる。ポートフォリオ・マネージャーは、全体的な見解において見込まれる変化をモニターするためにマネージャーから依頼される年次のESGクエスチョナリーをレビューする。定期的な会議において、投資戦略の結果および人材またはプロセスの変更(持続可能な投資アプローチおよびESGインテグレーションを含む。)を議論し、評価し、年次のデュー・デリジェンスの更新レポートで文書化する。投資戦略に対するポートフォリオ・マネージャーの査定はあらゆる側面から再評価される。通常の投資レビューと並行して各々の投資戦略のインテンショナリティを毎年レビューする。インテンショナリティが規定のパラメーターの対象外の水準まで悪化した場合、ポートフォリオ・マネージャーは当該投資戦略をポートフォリオから除外する。

当サブ・ファンドのために選定された投資戦略には以下が含まれる(当リストはポートフォリオ・マネージャーの裁量により修正または拡大されることがある。)

- ・ 国際開発金融機関の債券: 世界銀行等の国際開発金融機関(MDB)が発行する債券。
- ・ テーマ性があるサステナブル債券: 環境および/または社会プロジェクトおよび活動、さらに強いESGクレデンシャルに向けたトランジション・プロセスのために資金を提供する確定利付債券による投資を組み込んだ投資戦略。当資産クラスにおける債券の投資対象には、公共セクターおよび法人発行体が発行するグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンド、サステナビリティ・ボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドが含まれる。
- ・ ESGエンゲージメント: ファンド・マネージャーがESGの課題や機会に関する企業のパフォーマンスの改善を働きかける戦略。
- ・ ESGインフルエンサーズ: 様々な重大なESG問題の管理が改善している企業に投資する戦略。
- ・ ESGリーダーズ: 様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業に投資する戦略。
- ・ ESGマルチプル・アプローチ: ポートフォリオ構成および投資プロセスに複数の持続可能な投資アプローチを組み入れている戦略(例えば、ESGリーダーズおよびインフルエンサーズ)。ここには持続可能な投資戦略の資産配分に基づくクロス・アセット・ソリューションズが含まれる。
- ・ エマージング・マーケット・サステナブル・ファイナンス: 新興市場においてプライベートな融資を提供し、かつ開発金融機関の取組みを支援するための債券および為替のソリューションズを構成する戦略。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

当サブ・ファンドの資産の少なくとも80%を主に環境的および/もしくは社会的な特性を推進し、かつSFDR第8条に従い分類される投資先のUCI、または持続可能な投資対象もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資先のUCIIに投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

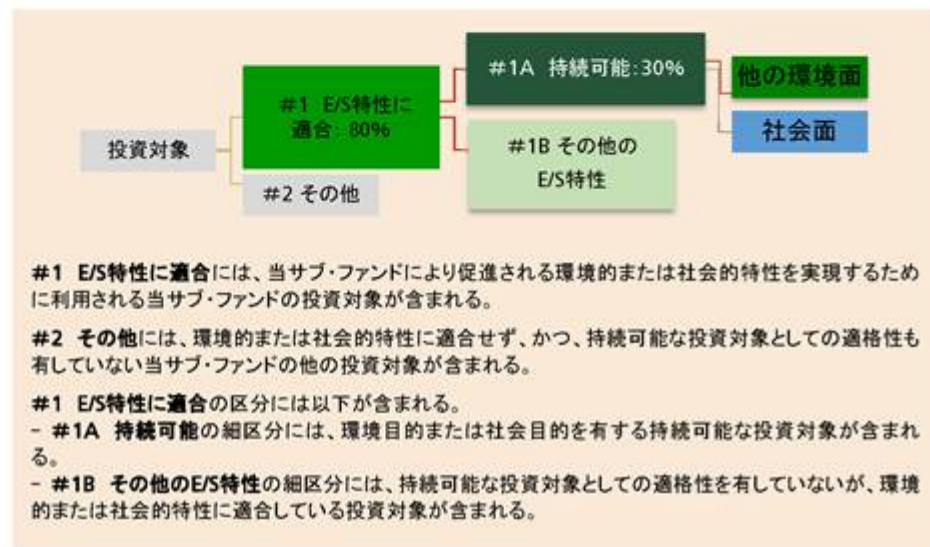
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは、投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、投資先の投資信託のESGインテンシオナリティーの査定を行い、ここには投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価する方針を投資先の投資信託が整備しているかの検証が含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は30%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソノミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソノミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

- ☐ 投資する。
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を線（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



^{*}これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

^{**}該当がない（タクソノミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではなく、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミー適合であることを決定付けるために必要なデータが存在しないためである。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソノミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に多大な貢献をすることを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、社会的に持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが推進する特性に当サブ・ファンドが適合しているかを判断することを目的として指定されているESG参照ベンチマークは定められていない。

参照ベンチマーク
とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:
グローバル・オポチュニティーズ・アクセスーエクイティ

法人識別番号:
5493007SHDTRRICYLY90

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、環境的および／もしくは社会的な特性を推進し、かつSFDR第8条に従うか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資先の投資信託に投資することにより、気候変動、水資源、汚染物質および廃棄物の管理ならびにジェンダー関連事項等の環境的および／または社会的な特性を推進する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および社会的な特性の達成度は、サステナブル・ファイナンス開示規則第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはサステナブル・ファイナンス開示規則第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資している当サブ・ファンドの資産(現金、現金等価物ならびにヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用の目的のために利用される金融派生商品を除く。)の割合により測定される。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、気候変動、水資源、汚染物質または廃棄物の管理、不平等の是正、ジェンダー関連事項およびガバナンス等、一つまたは複数のサステナビリティに関するトピックに貢献することである。これらの持続可能な投資は、環境的および／または社会的な目的に貢献する経済活動に携わっている企業に投資することにより当該目的に貢献する。

当サブ・ファンドが異なる第三者により組成された金融商品に投資するため、投資先の投資信託の投資先ポートフォリオがどのように環境的および／または社会的な目標に貢献するかに関する定義が一致しない場合があるが、これは投資先の投資信託それぞれが持続可能な投資のユニバースを定義する際の基準、アプローチおよび制限事項に違いがあるためである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、あらゆる環境的または社会的に持続可能な投資目標に持続可能な投資が著しい害を及ぼさないことを徹底するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーは、デュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

投資先の投資信託のインベストメント・マネージャーは、当該投資信託がサステナビリティ要因に対する主要な悪影響（国連グローバル・コンパクト原則に違反する行為を含む。）を考慮しているかどうかに関する情報を提供しなければならない。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、持続可能な投資をOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に適合させるためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託に投資するため、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響を考慮する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、非人道的兵器または国連グローバル・コンパクト（UNGC）に違反する行為の除外等、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

当サブ・ファンドはSFDR第8条に従い環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進しているか、またはSFDR第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資する。

ポートフォリオ・マネージャーは、当サブ・ファンドのために投資戦略を選択する前に投資戦略に関する詳細なデュー・デリジェンスを実施する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスにおいて収集した情報に基づき、ESGインテグレーションおよびESGインテンショナリティへのアプローチを含む投資プロセスのクオリティに関する見解を掘り下げる。投資戦略のインベストメント・マネージャー（以下、「マネー

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

一」という。)は、環境、社会およびガバナンスの要因に関する具体的な情報(例えば、サステナビリティのリスクを投資プロセスの中でどのように統合するか、または企業側のサステナビリティに対する取り組み等)の提供を求められる。

この査定は、マネージャーが自身の投資判断において環境、社会およびガバナンスの問題をどの程度まで考慮しているか、またはアクティブ・オーナーシップの実践にどの程度まで取り組んでいるかを示す独自のレーティングに集約される。これはマネージャーの哲学およびプロセスに対するトップダウンの査定であり、したがって結果よりもインテンシオナリティを反映する。

定期的な投資戦略のモニタリングの過程では、ESGアプローチの順守がモニターされる。ポートフォリオ・マネージャーは、全体的な見解において見込まれる変化をモニターするためにマネージャーから依頼される年次のESGクエスチョナリーをレビューする。定期的な会議において、投資戦略の結果および人材またはプロセスの変更(持続可能な投資アプローチおよびESGインテグレーションを含む。)を議論し、評価し、年次のデュー・デリジェンスの更新レポートで文書化する。投資戦略に対するポートフォリオ・マネージャーの査定はあらゆる側面から再評価される。通常の投資レビューと並行して各々の投資戦略のインテンシオナリティを毎年レビューする。インテンシオナリティが規定のパラメーターの対象外の水準まで悪化した場合、ポートフォリオ・マネージャーは当該投資戦略をポートフォリオから除外する。

当サブ・ファンドのために選定された投資戦略には以下が含まれる(当リストはポートフォリオ・マネージャーの裁量により修正または拡大されることがある。)

- ・ ESGエンゲージメント: ファンド・マネージャーがESGの課題や機会に関する企業のパフォーマンスの改善を働きかける戦略。
- ・ ESGテーマティック: 特定の環境的もしくは社会的な課題に挑んでいる商品およびサービスを販売している企業、ならび/または単一のESG要因(ジェンダーの平等など)の運営においてとくに優れた事業を行っている企業に投資する戦略
- ・ ESGインブルーパーズ: 様々な重大なESG問題の管理が改善している企業に投資する戦略。
- ・ ESGリーダーズ: 様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業に投資する戦略。
- ・ ESGマルチプル・アプローチ: ポートフォリオ構成および投資プロセスに複数の持続可能な投資アプローチを組み入れている戦略(例えば、ESGリーダーズおよびインブルーパーズ)。ここには持続可能な投資戦略の資産配分に基づくクロス・アセット・ソリューションズが含まれる。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

当サブ・ファンドの資産の少なくとも80%を環境的および/もしくは社会な特性を推進し、かつSFDR第8条に従い分類される投資先のUCI、または持続可能な投資対象もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資先のUCIに投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

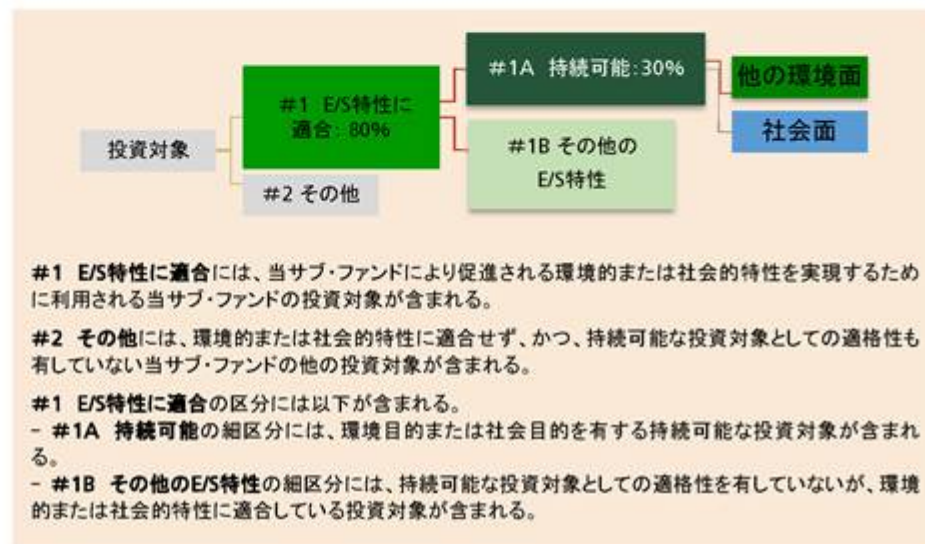
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは、投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、投資先の投資信託のESGインテンシオナリティーの査定を行い、ここには投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価する方針を投資先の投資信託が整備しているかの検証が含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は30%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソノミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソノミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

- ☐ 投資する。
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を線（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



^{*}これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

^{**}該当がない（タクソノミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではなく、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミー適合であることを決定付けるために必要なデータが存在しないためである。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソノミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に多大な貢献をすることを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、社会的に持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが推進する特性に当サブ・ファンドが適合しているかを判断することを目的として指定されているESG参照ベンチマークは定められていない。

参照ベンチマーク
とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。

別紙C

交付目論見書の概要

< 訂正前 >

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド（米ドル）
 - コーポレート・ボンド
 - グローバル・エクイティ
 - グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
 - サステナブル・ボンド
 - サステナブル・エクイティ

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	グローバル・オポチュニティーズ・アクセスの主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することです。 サブ・ファンドは、ヘッジもしくは効率的なポートフォリオ運用を目的として、または投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有します。 グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - <u>サステナブル・ボンド</u>はアクティブに運用され、その投資目的は主に債券資産に直接または間接的に投資することにより資産を保全することです。サブ・ファンドの資産の <u>3分の2</u> 以上を環境および／または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に従うか、または持続可能な資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資対象UCIに投資するものとします。 グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - <u>サステナブル・エクイティ</u>はアクティブに運用され、その投資目的は主に株式市場に直接または間接的に投資することにより資産を長期で成長させることです。サブ・ファンドの資産の <u>3分の2</u> 以上を環境および／または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に従うか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資対象UCIに投資するものとします。

（後略）

<訂正後>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

- ハイ・イールド・アンド・EMボンド

- グローバル・ボンド（米ドル）

- コーポレート・ボンド

- グローバル・エクイティ

- グローバル・エクイティ

- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

- ボンド

- エクイティ

（注）2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「サステナブル・ボンド（Sustainable Bonds）」および「サステナブル・エクイティ（Sustainable Equities）」が、それぞれ「ボンド（Bonds）」および「エクイティ（Equities）」に変更されます。以下、同じです。

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	グローバル・オポチュニティーズ・アクセスの主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することです。 サブ・ファンドは、ヘッジもしくは効率的なポートフォリオ運用を目的として、または投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有します。
	グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ボンドはアクティブに運用され、その投資目的は主に債券資産に直接または間接的に投資することにより資産を保全することです。サブ・ファンドの資産の80%以上を環境および／または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に従い分類されるか、または持続可能な資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資対象UCIに投資するものとします。
	グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - エクイティはアクティブに運用され、その投資目的は主に株式市場に直接または間接的に投資することにより資産を長期で成長させることです。サブ・ファンドの資産の80%以上を環境および／または社会的な特性を推進し、かつサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に従い分類されるか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従い分類される投資対象UCIに投資するものとします。

（後略）